

財務省告示第三百九十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十七年九月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年十月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（十年）（第二百七 十二回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 財政融資資金による利付国庫債 券（十年）の借換えのため引 受け
四	発行方法	
五	発行額	額面金額で二千五百億円
六	払込金額	二千五百十六億五千万円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 行日	平成十七年九月二十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円六十六 銭
十一	利率	年一・四パーセント

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額  
十五 償還金額  
十六 元利支額  
十七 払込期日

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十七年九月二十日額面金額百円につき百円

平成十七年九月二十日